

## 公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和 4 年 10 月 31 日

全国健康保険協会福井支部

支部長 畑 秀雄

### 1 企画競争に付する事項

プレミアム健診の実施に係る業務委託

### 2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ① 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和 4 年度において、集合契約 A または集合契約 B もしくは生活習慣病予防健診委託機関のうち、いずれかの契約を締結していること。
- ③ 特定保健指導を実施する場合、令和 4 年度において、協会けんぽと被扶養者の特定保健指導の実施に係る契約を締結していること。
- ④ 当協会の被扶養者に対する特定健診又は特定保健指導を集団健診で実施した実績があること（実施支部を問わない）。
- ⑤ 健診当日に特定保健指導を実施する場合の特定保健指導の契約単価は協会の補助額以下とし、受診者本人に自己負担を発生させないこと。
- ⑥ 1 回当たり最大 200 人規模の健診に対応できる実施体制があること。
- ⑦ 会場準備、協会との密な打合せ、問診票・健診結果の速やかな送付などの付随業務が実施できること。
- ⑧ 健診受診希望者・受診者からの電話対応等（問診票の再送付、実施内容の照会、健診結果について等）を実施できること。
- ⑨ 当協会の保健事業に協力的であること。
- ⑩ 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険または船員保険の適用を受け、かつ、直近 1 年間について保険料に未納がないものであること（健康保険組合等の適用を受けているものにあたっては、厚生年金保険料に未納がないこと）。
- ⑪ 企画競争参加申込書及び添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められるものであること。
- ⑫ 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていないものであること。

### 3 契約候補者の選定

企画競争説明書及び仕様書に基づき提出された見積書及び企画書等について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

4 仕様書及び申請書等を交付する日時及び場所

- (1) 日時 令和4年10月31日(月)～令和4年11月11日(金)
- (2) 場所 福井市大手3-7-1 福井県織協ビル9階  
全国健康保険協会福井支部 保健グループ 担当：江口  
電話：0776-27-8301

5 企画競争実施要領等に関する質問の受付及び回答

質問は、下記により電話にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記記載の【本件担当・連絡先】
- (2) 受付期間 令和4年11月11日(金)午後5時00分まで
- (3) 回答 受付日の翌営業日までに行う。

6 見積書及び申請書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和4年11月18日(金)午後1時00分まで
- (2) 提出先 4(2)に同じ
- (3) 提出方法 持参による提出もしくは郵送によるものとする。

郵送の場合は書留などの追跡可能な方法によるものとし、提出期限必着とする。

8 企画書等の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加条件に違反した者または競争参加資格に求められる義務を履行しなかった者の提出した企画書等は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金  
全額免除とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 手続きにおける交渉の有無 無
- (5) 詳細は仕様書及び募集要項による。

【本件担当・連絡先】

住所：福井市大手3-7-1 福井県織協ビル9階  
全国健康保険協会福井支部  
担当：保健グループ 築山、松浦  
電話：0776-27-8304  
FAX：0776-27-8306

## 【参考】

### 全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

### 全国健康保険協会倫理規程（一部抜粋）

（退職者による依頼等の規制）

第 23 条 役職員であった者は、退職後 2 年間、役職員に対し、当該役職員であった者が、退職後にその地位に就いている営利企業等又はその他の営利企業等に対して便宜を図るために職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。